

教育委員会会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和8年3月教育委員会会議：定例会

期 日 令和8年3月11日（水） 開会 午後2時00分
閉会 午後3時39分

会 場 1号館3階会議室

出席委員 圓城寺一雄 教育長 吉村真理子 教育長職務代理者
菅谷 義範 委員 柴内 靖 委員
清水 弥生 委員

傍聴者 0名

出席職員	教 育 長	圓城寺一雄(再掲)	教 育 部 長	緑川 義徳
	教育部参事(学務課長事務取扱)	松丸 晴久	教育部参事(指導課長事務取扱)	山本 健太
	教育総務課長	宮崎由美子	教育センター所長	塚越 薫
	社会教育課長	舎人 樹央	教育総務課主幹	新川 ゆか
	教育総務課主幹(教育施策推進室長事務取扱)	藤崎 裕之	教育総務課企画財務班長	伊藤 浩司
	教育総務課企画財務班	大野 裕貴		
事務局	教育総務課教育総務班長	千々岩和代	教育総務課教育総務班	小高 純

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長より2件報告

諸般の報告について2点申し上げる。卒業式及び卒園式、校長の目標申告面接について。

まず、1点目の卒業式、卒園式について。中学校の卒業式は、昨日3月10日に実施し、各委員の皆様方にもご出席をいただいた。式は滞りなく終了したと報告を受けている。それぞれの学校で厳粛な中にも非常に温かみのある卒業式であったということも聞いている。なお、中学校の卒業生は1,293人であった。小学校の卒業式は、3月13日、17日、18日、佐倉幼稚園の卒園式は3月18日を予定している。なお、小学校の卒業生は1,358人で、昨年度

比プラス 10 人という状況。佐倉幼稚園の卒園児は 6 人となっている。

2 点目は、校長の目標申告面接について。2 月 28 日と 3 月 6 日に今年度の成果と課題について最終申告を行う校長面接を実施した。各学校では、教育計画に従い、学校教育目標の実現に向けた教育活動が展開されており、最後のまとめの時期に進んでいることを確認した。また、各校長から上がる課題としては、不登校、学力向上、人材育成及び教員の指導力向上が多く、これらへの対応としては、校内組織を生かして、一人で抱えることなく、チームとして組織的に課題改善に取り組んでいる状況が報告された。また、不祥事防止に向けては、報告、連絡、相談、確認の体制を確立し、職員の心理的安全性が確保される職場風土の醸成に注力している校長が多く、教育活動全般に教職員の主体的な参画を促す取組も印象に残った。

② 部活動地域展開推進計画について【指導課長】

部活動地域展開推進計画について報告をする。

この計画については、12 月の教育委員会会議定例会で既に報告をしたものだが、その後 12 月に国のガイドラインが更新されたので、大きな内容の変更はないが、文言等の整理をしている。また、2 月 18 日から 3 月 4 日まで、この推進計画についてパブリックコメントを実施したが、特に意見はなかった。

③ 市民大学の卒業式等について【社会教育課長】

令和 7 年度に開催された市民大学の卒業式について報告する。

資料、市民大学の卒業式等について。中央公民館の佐倉市民カレッジは 2 月 7 日に、志津公民館のしづ市民大学は 12 月 13 日に卒業式等を終了した。なお、根郷公民館の根郷寿大学は 3 月 13 日に開催予定である。

日程等の詳細や卒業生数は資料のとおりである。

各市民大学では令和 8 年度に向けて、入学案内等を開始している。次年度に向けての欄に募集の時期や人員数などを記載した。今後も、市民大学では学習内容を工夫しながら、様々な学習を通して仲間づくりと地域活動へ積極的に参加できる人材が育つよう努めていく。

④ 佐倉市立公民館施設の使用許可基準の改正について【社会教育課長】

佐倉市立公民館施設の使用許可基準の改正について説明する。

資料は、佐倉市立公民館施設の使用許可基準の改正について。今回の基準改正は、教育委員会会議での議決案件ではないが、市民に影響する部分、利用者に影響する部分があるため、本日報告をする。

今回の基準改正は、公民館の利用状況を緩和することにより、利用者の利便性を向上させて、利用者の増加や施設の有効利用を図り、生涯学習の観点から公民館利用者の裾野を広げることを目的としている。大きくはコミュニティセンターと同じ基準に近づけていくというものである。

改正の主な内容としては、公民館利用サークル等の団体による利用以外に、個人での利用も可能とすること、例えばフラワーアレンジメント教室などの講師が主催する私塾、文化教室の利用を認めること、講演会等の入場料を徴

収して実施する催事の利用を認めることが主な改正である。ただ、認めることについては、窓口等で団体等としっかり話し合いながら進めていきたいということである。

また、施設使用料金について、市内在住、在学者が過半数を超える団体も市内団体と同様の扱いをするということなどである。この基準については、4月1日から施行を開始する予定である。

⑤ いじめの状況について【指導課長】

小中学校のいじめの状況について、2月末日までの報告をする。認知件数については、小学校が513件、中学校が279件の合計792件。2月の新たな認知件数は、小学校が28件、中学校が10件で合計38件。各学校には年度替わりに合わせてそれぞれのいじめの案件について整理を行い、人間関係に十分に配慮した新年度準備を行うよう指導を行った。

⑥ 感染症の状況について【指導課長】

次に、感染症について、2月14日から3月6日までの報告をする。インフルエンザが544名、新型コロナウイルス感染症が8名、溶連菌感染症が7名、感染性胃腸炎3名、水ぼうそう2名、以上全疾患合計564名の報告があった。年明けから流行したインフルエンザのB型も少しずつ落ち着き、本期間中のインフルエンザによる閉鎖は、小学校で学級閉鎖が11、中学校で学年閉鎖が1、小学校1校で学校閉鎖があった。各感染症対策を講じながら、卒業式練習を行っていく。

《委員から報告》

感染症の追加報告をする。

今、お話しインフルエンザだが、大分減ってきた。先週、第10週、3月2日から3月8日が定点当たり10.18で、その前の週、第9週、2月23日から3月1日が18.77あったので、半分になった。もう一つ前、先月の教育委員会会議の週だが、第8週、2月16日から2月22日が39.9あったので、順調に半減してきた。多分暖かくなり、雨もあったので、このまま減ってくるように期待はしているのだが、なかなか思うように感染症はならないので、どうなるか分からない。

新型コロナウイルス感染症については、先週、第10週、3月2日から3月8日が定点当たり2.14、その前の週の第9週、2月23日から3月1日が1.95なので、微増である。もう一つ前の先月の教育委員会会議のときの第8週、2月16日から2月22日が定点当たり1.32、爆発的に増えているわけではないが、徐々に増えている。これから春休みになり、卒業生がいなくなるので、爆発的に増えないとは思いますが、引き続き学年末なので、気を引き締めていただきたい。

感染性胃腸炎は先週、第10週、3月2日から3月8日が5.21あるので、ちょっと多い。溶連菌も2.29あり、第9週の2月23日から3月1日までの感染者数が、感染性胃腸炎が4.64で溶連菌が2なので、ちょっと増えていると思う。ただ、感染性胃腸炎については、これも季節的なもので、また減ってくると思う、溶連菌も同じである。感染対策は同じように、マスクの着用、

手洗い、うがいということでやっていただきたい。

3 議決事項

議案第1号 佐倉市教育委員会公印規則の一部を改正する等の規則の制定について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：本議案については、前回2月の教育委員会会議において協議をいただいた。令和8年3月31日をもって佐倉市立幼稚園を廃止することに伴い、関係する規則の改正及び廃止を行おうとするものである。前回協議をいただいた以降、資料の2ページの改め文の附則第2項に文言の修正をしたが、軽微な修正であり、文の内容自体が変わってはいないので、ご了承いただきたい。

資料については、1ページが例規制定概要書、2ページが改め文、3ページから4ページまでが新旧対照表、5ページから77ページまでが現行の規則となっている。

今後の予定については、本日議決をいただいたら、令和8年4月1日より施行する予定である。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第2号 佐倉市教育委員会事務処理規程等の一部を改正する訓令の制定について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：本議案については、前回2月の教育委員会会議において協議をいただいた。令和8年3月31日をもって佐倉市立幼稚園を廃止することに伴い、関係する訓令の改正を行おうとするものである。前回協議をいただいた以降の修正はない。

資料については、1ページが例規制定概要書、2ページから3ページまでが改め文、4ページから6ページまでが新旧対照表、7ページ以降が現行の訓令となっている。

今後の予定については、本日議決をいただいたら、令和8年4月1日より施行する予定である。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第3号 佐倉市教育委員会行政組織規則及び佐倉市教育センター管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：本議案については、前回2月の教育委員会会議において協議をいただいた、令和8年3月31日をもって佐倉市立幼稚園を廃止すること、令和8年4月1日より教育センターが所管している学校図書館及び情報教育の事務を他所属に移管すること、部、課及び教育組織それぞれの事務分掌について、より明確にすること、以上の3点に伴い関係規則の改正を行おうとするものである。前回協議をいただいた以降の修正はない。

資料については、1ページが例規制定概要書、2ページから3ページまでが改め文、4ページから6ページまでが新旧対照表、7ページ以降が現行の規則となっている。

今後の予定については、本日議決をいただいたら、令和8年4月1日より施行する予定である。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第4号 佐倉市教育委員会職員の公正な職務執行の確保及び勤務環境を害する行為への対応に関する規則の制定について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：本議案については、前回2月の教育委員会会議において協議をいただいた。教育委員会においても、市長部局に準じてカスタマーハラスメントへの対応の強化を図るため、関係する規則の改正を行おうとするものである。具体的には、働きかけとカスタマーハラスメントを切り分ける定義づけ、発生した際の対応方法などとなっている。前回協議をいただいた以降の修正はない。

資料については、1ページが例規制定概要書、2ページ目が改め文、3ページから5ページまでが現行の規則、6ページ以降が参考として市長部局の規則の例規制定概要書、新旧対照表及び現行の規則を添付している。

今後の予定については、本日議決をいただいたら、令和8年4月1日より施行する予定である。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

この前の会議でも話したが、電話の録音機能の話で、今健康管理センターは電話で録音するようになっている。ほかの部局はどの程度されているのか。

【教育総務課長】

詳細は、よく承知していないが、福祉や市民部など電話連絡の多いとこ

ろに配置されていることは承知している。

【委員1名より】

教育委員会で今後そういう録音機能をつける、入れるという計画はあるか。

【教育総務課長】

電話の設備関係は、資産経営部で対応しており、必要度の高いところにつけているような状況で、教育委員会としても要望をしたいとは思っているが、今後協議を続けていきたい。

【委員1名より】

こういう議案が提出されているので、それと併せてハードの面でもきちっと対応していったほうが、早めに予算要求したらどうかということで、そのほうが皆さんも精神的な負担が少なくなるので、早めに対応を希望したい。

【委員1名より】

この報告書の形式見ると、相手氏名と書いてあるが、匿名の者についてはどうするのか。相手が分からない、名前を名乗らない、それはここに書かないだけか。

【教育総務課長】

おっしゃるとおりで、名乗られないものに関しては、こちらも調べようがないので、匿名という形になろうかと思う。

【委員1名より】

教育委員会の場合は、学校の子どもたちの保護者からの要望とか意見とかが結構あったり、例えばいじめの問題を調べてくれと、そういうのも全部ここに多分入るのではないかなと、そういう意味ではある程度職員が受けた部分をしっかりしておかないといけないので、記録を取るのがいいと思う。

録音機能の件で、アマゾンに物を頼んで届かなくて、アマゾンのクレーム対応のところ電話したら、録音しますという、そういう言葉がちゃんと入ってくるので、録音機能を使うときに、そういうこともどうしたらいいのかというのを弁護士とかに話しておかないといけないと思う。よろしくお願いします。

【委員1名より】

匿名の話、やはり相手は匿名でいくと好き勝手なことを言うので、きちっと名前が聞けたらと思うが、名前を名乗らなければ受け付けませんというところまでは言えないか、そこは難しいか。

【教育総務課長】

やり取りの中かなとは思いますが、話をする中で名前を伺えれば、また対応も変わってくると思う、都度の対応になる。

【委員1名より】

SNSもそうだが、名前を名乗らないとかなりのことを言うので、はっきりあなた誰ですかということを確認しないと、本当はクレームにならない。

《議決結果》

可決

議案第5号 佐倉市教育委員会施設管理規則の制定について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：本議案についても、前回2月の教育委員会会議において協議をいただいた。教育委員会においても、市長部局に準じてカスタマーハラスメントへの対応の強化を図るため、規則の制定を行おうとするものである。具体的には、施設内での禁止事項の細分化、撮影や録音等を管理者の許可を要する行為とすることなどとなっている。前回協議をいただいた以降の修正はない。

資料については、1ページが例規制定概要書、2ページが制定文、3ページ以降が参考として市長部局の規則の例規制定概要書、新旧対照表及び現行の規則を添付している。

今後の予定については、本日議決をいただいたら、令和8年4月1日より施行する予定である。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第6号 佐倉市におけるこれからの学校のあり方に係る基本方針の策定及び佐倉市教育施設長寿命化計画の改定について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：本議案については、12月教育委員会会議において協議事項として意見を伺った。本日は、12月の会議でいただいた意見を踏まえ、大きく修正した箇所などについて報告をする。

先ず始めに、佐倉市におけるこれからの学校のあり方に係る基本方針について説明する。資料1の12ページ。図の8だが、前回会議において課題と考えられる事項についてのみ記載をしていたが、小規模特認校制度の導入などにより小規模校化で得られるよい効果も教育委員会として理解しているのであれば、効果の部分も併せて記載すべきという意見をいただいた。こちらとしても意見があったとおり、小規模校における効果の部分もこれまでどおり尊重していく必要もあると考えているので、効果について併記する修正をした。

続いて、15ページ。ページ中段の図12、表4。学年が上がるにつれて学力が大幅に下がるように見えるという意見を頂戴した。これは、グラフの下限値を本来であればゼロにすると、前は70にしていた関係で大きく下落するように見えたものである。数値上は大きく下落とまでは言えない部分があるが、下限をゼロにしてしまうとほとんど変化がないように見えてしまうので、下限値を50に設定し、このような表示とした。

以上2点が12月にいただいた意見を反映したものとなる。これ以外に基本

方針に意見をいただいてきた懇話会からの意見を踏まえて修正した箇所が51ページとなる。こちらは、小中一貫教育の導入検討の目的、意義について、前回提示資料から大きく記載内容を変更している。変更理由については、新しい教育の姿としてICTや多様なニーズなど、新しい学びの在り方、教員の働き方をよりよくしていくための実現する手段の一つであるということをもっと明確に生かすべきではないかという意見をいただいたので、記載内容を変更した。

続いて、60ページ。現在、国で検討が進められている次期学習指導要領について、今後具体の形になっていく中で、その内容に市の計画などもアップデートしていくような、変化に柔軟に対応している姿勢であるというメッセージを示しておく必要があると指摘をいただいたので、今後この動きを注視していくとする文言や検討状況の図を新たに追加した。

最後に61ページ、基本方針の中に分かりづらい語句があることから、用語解説のページを新たに追加している。また、これらの修正内容は、資料2の概要版にも同様の作業をしており、併せて文言整理を行っている。

基本方針の大きな変更箇所の説明は以上である。

続いて、長寿命化計画について説明をする。資料3の1ページ目の1、背景と2ページ目の図1-1だが、協議事項の中で今回改定の前提となっている令和3年3月策定の長寿命化計画の記載がないことについて意見をいただいた。意見を踏まえ、第1章のタイトルを「教育施設長寿命化計画の改定・目的等」から「教育施設長寿命化計画改定の背景・目的等」に修正するとともに、1の背景の内容を見直し、今回の長寿命化計画が令和3年3月に策定した計画の改定であることを明記した。あわせて、2ページ目の図1-1の下段、佐倉市教育施設長寿命化計画の部分に令和3年3月策定の文言も追記をしている。

以上がいただいた意見に対する修正となる。このほかに政策調整会議の意見により資料3、資料4ともに文言整理などを行っているが、内容自体を変更するものではないので、説明は省略する。

長寿命計画の状況についての説明は以上である。

最後に、資料の5。これまで説明した修正内容を反映させたものでパブリックコメントを実施した結果の資料となっている。実施期間は、1月26日から2月24日までの30日間実施して、1名の方から1件の意見を頂戴した。意見の内容については、教育の機会均等や児童生徒の体力向上という分野から意見をいただいたものと理解して、本件についてはこれまでも教育委員会において取り組んできているものであることから、方針案の修正はないものとして取扱いを行っている。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

より分かりやすくなったし、60ページの図部分については次期学習指導要領に向けての検討ということで、先を見て資料に入れておくことは大事だと思うので、非常にいいと思う。

最後の用語解説については丁寧に絵描いていただいて、こうすればいろんな人が見ることが可能だし、非常にいい。できれば例えば簡単に書いて

あるが、教育関係者ではないと分からないのは小1プロブレムとか中1ギャップとか、あるいは通級指導と書いてあり、通級指導って何という疑問持つ人もいるので、もし追加が必要だなというのがあれば、もう一回だけ検討していただいて、追加が可能であれば入れていただいたほうが良いと思う。よく読めば、例えばウェルビーイングについてもそうだが、きちんと文章の中に説明されており、あえてここで取り上げないという部分もあるかと思うが、かぶってもいい部分もあると思う。小1プロブレムと中1ギャップ、それから通級指導の解説を入れたほうが良いのではないかと思う。入れる入れないは統一した見解が必要だと思うので、検討いただきたい。

《議決結果》

可決

議案第7号 佐倉市の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

学務課長より上程議案の説明

内容：前回の教育委員会会議で頂戴した意見を踏まえ、本計画に1点を追加している。追加箇所は、本計画8ページの(3)、教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組の上から4つ目の項目である。追加した内容は、学校は職員が自分自身の悩み等について、スクールカウンセラーへ日常的に相談できるよう、相談日程や予約方法を明確にし、相談しやすい環境を整備するである。

5ページについて、5ページの2、目標の(2)番、ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標ということで、年間の年次有給休暇の1人当たりの取得日数を令和11年度までに20日とするとしたが、私自身は悩んでおり、20日というのは目標なので20日を目指すべきだと強く思って進めてきたが、校長会等の意見の中で引っかかっているのは、年休を取っておきたいという教員がいるということも事実で、私が目指せ20日だと強行的に言ってしまうといいのかなと悩んでいる。私が教師として燃えていたときは年休を取らないことが美德だとずっと思ってきたので、教師魂ではないが、でも今は健康上も含めて年休は取らなくては駄目なので。

とにかくその思いが強くて私は20日としたい、本当は20日以上だったのだが、20日とするにした。すごく悩んでいて、やっぱり合意形成も必要かなと聞いていた。だが、その中で今こういうふうにしたらどうかというのがあり、11年度までに限りなく20日に近づけるという言葉にしたい。いろんなことを考えたときに、20日とするというのは目標だからいいのかなと思うのだが、近づけようという目標にしたいと思い、今お話しさせていただいた。それを含めて審議いただきたい。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

なかなか悩まれているところで大変だろうと思う。教育委員の立場ではなく産業医の立場で言わせていただくと、やっぱり年間20日というのは決

まっている。先生方は職務に燃えているので、頑張りたいというのはよく分かるが、この文言だと 20 日まで行かない可能性が高くなってくる。ある程度 20 日で決めてしまったほうがきちっと先生方が取りやすくなると、やはり休んでいただかないと仕事ができないということを考えると、限りなく 20 日に近づけるだったら 18 日でも 17 日でもよくなってしまうので、そこだと目標としては少し弱くなってくるのではないか。やっぱり職場の大変さがあるので、有給休暇を取っていただいたほうがいいと考えている。やはりこの限りなくという、近づけるという 2 つがあると非常に曖昧になるので、20 日とするのほうが説得力がある。

【学務課長】

いろんな意見があり、20 日程度というのがあったのだが、私はそのときに 20 日程度では駄目で、19 日でも 18 日でもない、20 日なのだと、20 日を目指すのだという思いでずっとやってきた。ただ、年休を残しておきたいという意見もあり、悩んでいる。

【委員 1 名より】

国とか県とかから、その目標の数的な表示みたいなのは、指針みたいのは出ていないのか。

【学務課長】

16 日から 17 日が出ている。

【委員 1 名より】

多分そうだと思う。というのは、教員の有給休暇は基本的に 4 月 1 日採用であれば 20 日間もらえる。繰越しは 20 日までできる。最大 40 日有給休暇がある。でも、実際に取れているのは 5 日、10 日とかしか取れていないという現状がある。お子さんがいる教員または一般の方もそうだが、何があるか分からないから、できれば例えば 20 日取りたいけれども、取りあえず 15 日ぐらいまでは取って、5 日は念のために取っておきたい、または繰り越したときに 20 日では足りないから 25 日取っておきたいという、そういうことがいっぱいあるのが現実だとしたら、限りなくではなくて、県に合わせて 17 日以上とか 15 日以上とか、あるいは 20 日とか明確にしないと、まずいのではないかなという気がする。それを 15 日以上にするのか 17 日以上にするのか、20 日とするのかはまた別の話だが、私は 20 日ではなくて 15 日以上とか 17 日以上、そのレベルのほうがいいのではないかなと、妥協点といたらそういう考え方もあると思う。

【委員 1 名より】

法令上は使用者が有給休暇を制限できなくなっている。そうすると、ここで公式な文章で 15 日以上と書いてしまうと、都合が悪いのではないか、やっぱり 20 日にしておいたほうが、法令的にはよさそうな気がする。

取るか取らないかは、もうその個人の問題になってくるが、できれば取ってもらったほうが本当は使うと言ったら変だが、校長先生としてもいいだろうと思う。やっぱり 20 日という文言は入れておいたほうがよさそうな気はする。

【委員 1 名より】

目標だという感覚、今委員がおっしゃったように、目標ということをし

っかり位置づけて、20日なら20日でも構わないし、目標である。あとは個人に取得権利があるわけで、その辺を踏まえて、20日取らなかったら駄目だという評価をしないようにだけ気をつけておかないといけない。

【学務課長】

これで、20日としたいと思う。本当に整うことができた。

【委員1名より】

8ページの一番下の黒丸、時差出勤勤務制度の導入についてとあるが、現状時差出勤勤務の制度はないということでもいいか。保護者の立場の意見でいくと、先生方の勤務時間が決まっていて、その時間が先生によって、幅があるととてもありがたいという気持ちなので、この制度について教えていただきたい。

【学務課長】

時差出勤については、県のほうから下りてきて、ただ県がやるというだけで、市町のほうは任せるということだった。佐倉市としては、夏休み、冬休みに試行的に実施した。直近で冬季休業における時差出勤の試行の職員の数は118名、夏は212名いたのだが、その118名の職員のうち肯定的な意見の人は98%いた。県も今来年度に向けて時差出勤を進めるとのこと。佐倉市としてはまだそこまで踏み切ることができないという現状があり、来年度検討していく方向でいる。

【委員1名より】

業務管理の関係で3ページの表、一番大きな問題は、副校長・教頭の業務がこの数字は厳しい、自分もそういう教頭をやっていたので、非常に苦しいし、家庭の問題だけではなく健康の問題が一番心配されるのが教頭、副校長である。これからますますいろんな調整をする仕事が教頭とかに入ってくるので、教頭の業務をある程度考えてあげないといけない、全体的に例えば複数教頭にするとか、あるいは副校長・教頭制にするとか、それは市でできる話ではないので、県にお願いをしていくしかないと思うが、それ以外に教頭の業務をもう少し洗って、例えば主幹教諭に回すとか明確にしてあげないと、教頭が全部しょっているケースが結構あるのではないかなと、この計画に合わせて教頭の業務改善について検討したほうがいいと思う。

【委員1名より】

委員お話しのとおり。学校医を高等学校でやっているのだが、やっぱりある先生に集中してしまう。委員の話のように、やっぱり業務分担ができるところはやってほしいということをいつも言っているが、工夫をしていたほうが、これだけの時間外は過労死レベルに行きそうな時間数なので、検討されていくということが大事と思う。

《議決結果》

可決

議案第8号 佐倉市いじめ防止基本方針の改訂について

指導課長より上程議案の説明

内容：佐倉市いじめ防止基本方針の改訂について、2月の定例会議にて協議を

いただいた際に、指摘をいただいた2点について次のように変更した。

新旧対照表、初めに、子どもの表記については、佐倉市で平仮名表記を推進している現状を踏まえ、全ての文言を平仮名による「こども」表記した。

次に、7ページ、8ページにある佐倉市いじめ問題対策連絡協議会と佐倉市いじめ対策調査会については、いずれも国のいじめ防止対策推進法第14条に基づいて設置されているもので、見出しについてはそれぞれの名称を明記する形とした。その上で、調査会については重大事態等が発生した際に、行政の公平性、中立性、透明性を確保するため、教育委員会に附属する機関として調査に当たるという性格から、本文に附属機関という文言を入れて整理をした。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

修正していただき、こちらのほうがすっきりしていると思うので、よろしく願います。

《議決結果》

可決

4 追加議決事項及び追加報告

教育長より議決事項2件、報告事項1件の上程

(これより非公開審議とする)

[議案第9号 佐倉市教育委員会委員の辞職について]

《議決結果》

可決

[議案第10号 佐倉市教育委員会事務局職員等の人事異動について]

《議決結果》

可決

[令和7年度末県費負担教職員管理職等の人事異動内示について] (学務課長)

まず、1ページの佐倉市教育委員会事務局職員の割愛職員について説明する。資料の左側、令和7年度の欄。備考に記載がある10名の職員が各小中学校への異動となる。詳細については、資料で確認いただければと思う。また、令和8年度の転入職員については、右側の欄のとおりとなる。

続いて、2ページ、3ページ目にある小中学校管理職の人事異動について説明する。2ページ目が小学校、3ページ目が中学校となっている。最初に小学

校の校長職の役職定年者。4番、平山校長、9番、水野校長、12番、芝山校長、14番、小坂井校長、16番、土屋校長、17番、中村校長、21番、田中校長の7名である。次に、特例任用校長は、1番の小川校長1名となる。

次に、教頭の役職定年については、11番、金子教頭の1名である。そのほかの異動等については、紙面で確認いただければと思う。

次に、3ページ、中学校の校長職の役職定年については、29番、井野中の山田校長1名である。

次に、特例任用校長として、24番、佐倉中の相蘇校長1名、小学校の22番の染井野小学校に異動となっている。その他の異動については、紙面にて確認いただければと思う。

なお、3月27日金曜日に、午前中、県教育委員会主催で県費職員の辞令交付式が行われる。同日午後には、佐倉市教育委員会の主催で、中央公民館を会場に辞令伝達式を行う予定となっている。

(ここで非公開審議を終わる)

5 教育長閉会宣言